

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年5月1日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 6 号

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

平成 30 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）等が公布されたことに伴い、必要となる改正を行うため専決処分するものである。

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険税条例（平成18年おいらせ町条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。
第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第24条の3第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。